

原発 ADR の申立てで

「自主避難」でも
避難費用を
取り戻そう!



原発 ADR とは？

原子力損害賠償紛争解決センター(原発ADR)のこと。自主避難者でも、避難にかかった費用の賠償を申立てることができます。国の機関が審査し、適切だと認められた場合、和解案に応じて賠償を受けられます。裁判よりも手続きが簡単で、かつ、支払いも早いです。新潟県・山形県をはじめ、全国の自主避難者がこの原発 ADR を利用しています。



あなたも請求できるかも！

申立てまでの流れを教えてください。



弁護士さんに相談してみてください！

● 弁護士に依頼する場合

1 弁護士と相談、賠償額の見込みや弁護士報酬に納得すれば契約



2 お話を伺いながら、避難の経緯、避難費用などをふまえて申立ての準備、書類作成



3 弁護士が原発 ADR に申立て

どのくらいの賠償が 受けられるの？

これまでに、実際に申立てを行い和解した自主避難者の事例や、原発ADRが公表している自主避難の事例を、参考までにご紹介します。

- 1 もともとの家族構成(人数) → 避難した家族構成(人数)
- 2 何年～年までの避難(或いは請求期間)
- 3 どこからどこへの避難(数か所ならそれも)
- 4 支払われた金額
- 5 内訳(簡単な費用項目)

SAFLANへの
相談は無料だよ!



事例 1

- 1 4名(夫・妻・子ども2名) → 3名(妻・子ども2名)
- 2 2011年7月から(現在も避難中)
- 3 中通り(県南地域)から北海道へ
- 4 390.4万円
- 5 ①避難費用……………4.5万円
②家財道具購入費……………30万円
③面会交通費……………18.4万円
④二重生活に伴う生活費増加分……………127万円
(2011年3月～2014年10月分)
⑤避難雑費……………136万円
(2012年1月～2014年10月分)



事例 2

- 1 4名(夫・妻・子ども2名) → 4名(夫・妻・子ども2名)
- 2 2011年7月から(現在も避難中)
- 3 中通り(県北地域)から福島県内へ
- 4 368.3万円
- 5 ①避難費用(家賃)……………169.5万円
②一時帰宅費用……………33.8万円
③生活費増加分……………31.2万円
(通勤費増加、自家消費野菜)
④避難雑費……………126万円
(2012年1月～2014年11月分)
⑤ガイガーカウンター購入費……………7万円



いわき市や相馬市は、中通りに比べて放射線量が低いことから、2012年以降の賠償が認められにくい傾向にあります。



しかし、自宅周辺の放射線量や、避難先での放射線量の多さや、避難先での生活の必要性を主張することにより、2012年以降も賠償が認められた事例もあります。

事例3

① 4名(夫・妻・両親) → 4名(夫・妻・事故後に出生した子ども2名)

③ いわき市から

④ 217.7万円

⑤ ①面会交通費 25.7万円
 ②二重生活に伴う生活費増加分 96万円
 (2012年1月～2013年12月分)
 ③避難雑費 96万円



事例4

① 4名(夫・妻・子ども2名) → 4名(夫・妻・子ども2名)

③ いわき市から

④ 83.1万円

⑤ ①一時帰宅費用 6.7万円
 ②町内会費 1.7万円
 ③通勤費増加分 14.6万円
 ④避難雑費 60万円
 (2011年1月～2012年3月分)



Q & A

① すでに東京電力から定額の賠償をすでにもらっていますが、ADRはできますか？

定額賠償を越える部分について、請求できます。

② どの地域から避難しているADRの避難費用に関する損害賠償が認められていますか？

現在認められているのは、福島県浜通り・中通り、宮城県丸森町です。SAFLANでは、今後も対象地域の拡大を求めています。

③ 申立てに必要な費用はいくらですか？

ADRの申立てには手数料がかかりません。弁護士等に依頼する場合には着手金と報酬金を支払います。

SAFLANの弁護士が区域外避難の方のADRの依頼を受ける場合には、着手金は50,000円（消費税別）です。東電から損害賠償金が支払われる場合、支払われる金額の10%（消費税別）が報酬金となります。

④ 申立てから、支払いまでの期間はどのくらいですか？

半年から1年以内のケースが多いです。

ADRでは、申立てに対して、ADRセンターが仲介案を出します。申立人と東電の双方が合意した場合に損害賠償金が支払われます。

ADRセンターは、申立てから4～5ヶ月で解決を目指すとしています。6ヶ月を超える場合もありますが、特別の事情がなければ1年以内に終わることが多いです。

⑤ 弁護士に依頼しなくても、申立てできますか？

できます。弁護士に依頼せずにご自身で申立てする場合には、ADRセンターのホームページに掲載してある申立書等の資料を記載して提出します。ただし、仲介委員から資料の請求等が多く、手間はかかります。

⑥ 集団訴訟の原告の一人ですが、ADRの申立ては同時にできますか？

できます。詳しいことはご相談ください。

⑦ 今からでも申立てはできますか？

原発事故の損害賠償については、損害が発生してから10年間は申立てすることができます。

ただ、記憶があいまいになったり資料が散逸したりするので、早めに申立てることを、おすすめします。

⑧ 避難先から戻った後でも申立てすることはできますか？

避難を終えた後でも、避難期間中の費用について申立てができます。

⑨ 領収書がないのですが、その費用は請求することができますか？

費用が生じたことを何らかの形で説明できれば領収書がなくても損害賠償が認められることがあります。領収書が必ず必要というわけではありません。

⑩ 離婚したのですが、元夫・妻と一緒に請求しなくてはならないのですか？

いいえ、どちらかが請求できます。個別にご相談ください。



SAFLANって、なに？

福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク (SAFLAN) は「被ばくを避ける権利」を求めて活動する法律家の集まりです。2011年7月から自主避難者の問題に取り組んできました。原発事故の被害はいまなお継続し、出口は見ていません。低線量被ばくが続く状況下での合理性のない被災者切り捨てが進む中、被災者を守る支えるために何が必要なのか、SAFLANは考え続けていきます。



福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク
(SAFLAN)

<http://www.saflan.jp>

FAX : 03-3255-8876

Mail : 311saflan@gmail.com

